

さいたま市文化財時報

かや
榎りぼーと

第55号

国指定特別天然記念物・史跡の整備事業

さいたま市で管理している国指定特別天然記念物「田島ケ原サクラソウ自生地」は、平成25年度に今後の指針を示す保存管理計画を策定し、将来にわたってサクラソウの良好な生育環境を維持していくことになりました。また、国指定史跡「見沼通船堀」については、再整備に向けての事業を進め始めています。

そこで今回は、田島ケ原サクラソウ自生地保存管理事業と見沼通船堀再整備事業について、ご紹介したいと思います。

「田島ケ原サクラソウ自生地」保存管理事業

田島ケ原サクラソウ自生地は、サクラソウ自生地として唯一の国指定です。大正9年(1920)、日本で最初に指定された天然記念物※の中の一つで、昭和27年(1952)には、天然記念物の中でも特に重要なものとして特別天然記念物に指定されました。国指定以来、保存のための管理や調査等、様々な取組が進められてきましたが、指定から90年以上が経過する間に自生地と周辺環境が大きく変化し、サクラソウの生育株数が近年急激に減少する等、自生地は多くの課題を抱えています。この課題を解決するため、専門家等による検討や現状把握のための調査を重ね、平成26年3月に保存管理計画を策定しました。その内容についてご紹介します。(※文中の「天然記念物」は当時の表記です。)



サクラソウ

1 特別天然記念物としての価値

田島ケ原サクラソウ自生地は、約100万株(推定)のサクラソウや希少種を含む約250種の植物が季節を通して自生しており、これらの湿生植物群落には高い価値があります。さらに、自生地には多様な特質があり、その総合的な価値の高さが評価されています。

〈田島ケ原サクラソウ自生地の主な特質〉

- ・ 荒川流域には、かつて田島ケ原のほかにもサクラソウ自生地が各所にあり、江戸時代から名勝地として親しまれていたが、その後開発等で失われ、現在大きな規模のものは田島ケ原が唯一であること
- ・ サクラソウは、美しい花を咲かせ、さらに花の形や色等に遺伝的な違いが多く生まれるため、江戸時代にサクラソウの園芸栽培が流行し、現在までに多様な品種が栽培されているが、その多くが荒川流域のサクラソウ野生種を元に作られていること

2 指定後の経過

(1) 自生地内の変化

自生地は、昭和35年(1960)頃までに大きく変化し、植生は危機に直面しました。要因としては、(1)戦中戦後、食糧難の時期に開墾・耕作が進んだこと、(2)自生地の表土を壁材として使用するため、採土業者により大規模に掘削されたことが挙げられます。これらの危機に対し旧浦和市は、自生地を確実に保存し植生を維持するため、指定地とその周辺を公有化しました。

(2) 周辺環境の変化

自生地では周辺の開発等により乾燥化が進み、サクラソウ等湿生植物群落の生育に深刻な影響を及ぼしています。乾燥化の要因としては、(1)鴨川開削等による地下水位の低下、(2)公園化による影響(雨水排水設備設置による排水促進、アスファルト舗装や自生地隣接駐車場設置による雨水土壌浸透阻害、地温上昇等)、(3)河川整備に伴う冠水の減少が挙げられます。また、公園化の際、自生地境界等に植樹が行われたため、被陰により植生が影響を受けているほか、湿性草原としての景観も損なわれています。今後は、自生地への影響を抑制するための周辺環境の整備を進め、自生地の湿地環境を維持していく必要があります。



自生地周辺環境

3 保存の取組

国指定以来、自生地では保存のための様々な取組が進められてきました。現在行っている主な取組には、(1)サクラソウ株数調査等のモニタリング調査、(2)外来植物等の除去、(3)冬期の草焼きがあります。

(1) モニタリング調査

サクラソウ株数調査は昭和40年(1965)以降、継続して実施しており、開花期における生育株数・開花株数の定点観測を行っています。また、群落分布調査や土壌調査等、様々な調査を行い、自生地の現状の把握に努めています。

(2) 外来植物等の除去

指定時の植生を維持するための取組として、自生地の植生を攪乱する外来植物の除去を継続しています。また、自生地に侵入した園芸植物、幼木等の除去も行っています。

(3) 冬期の草焼き

自生地一面に茂るオギやヨシを焼く「草焼き」を行うことによって、草原から樹林への遷移を停滞させ、また、サクラソウをはじめ多様な春型植物の群落を定着させることができます。草焼き実施にあたっては、国・県・近隣市等の関係機関や市民の皆様への周知に努め、貴重な文化財の保護に必要な作業としてご理解いただいています。

4 今後の保存管理

(1) 自生地内での保全活動を進めます

指定時の植生の維持に努め、植物種の保護、増殖、外来植物の駆除等、適切な管理を行います。

(2) 自生地周辺との一体的な環境保全を図ります

乾燥化等、自生地に深刻な影響を及ぼす環境の変化に対応するため、今後は、自生地内で完結する保存管理体制から、自生地周辺環境と一体的に保存管理する体制へ転換する必要があります。周辺環境を管理する関係機関や専門家等と連携する場の整備を進め、自生地の保全と調和した環境整備を進めます。

(3) 自生地の価値を普及・啓発し、積極的に活用します

自生地の情報と認識を共有するための各種イベントを実施する等、市民との協働の醸成に努めます。

保存管理計画策定報告書は、さいたま市図書館、各区役所情報公開コーナー等で閲覧できます。また、さいたま市ホームページでも内容を公開しています。今後は、この計画を基に保存のための取組を進めていきますので、貴重な文化財の保護へのご理解をお願いします。

見沼通船堀再整備事業

見沼通船堀は、江戸時代中期の見沼新田開発事業に伴い、見沼地域と江戸との物資輸送路として開削されました。江戸と通じる芝川と見沼地域の東西に整備された見沼代用水路とを結ぶ、全長約1kmの運河です。閘門(水門)による河川間の約3mの水位差の調節等、近世の土木技術を伝える貴重なものであり、国の史跡に指定されています。なお、通船差配役であった鈴木家住宅、通船関係者の信仰を集めた水神社・木曾呂の富士塚もこの国指定史跡「見沼通船堀」に含まれています。

環境整備事業として、平成6年～9年度に、史跡保存・活用上の課題であった堤塘の修築、閘門3基の復原、園路整備、雑排水管の仮整備、休憩施設・サイン・模型の設置等を実施しました。

この整備がきっかけとなり、毎年多くの方にご来場いただいている「見沼通船堀閘門開閉実演」を開始しました。整備した見沼通船堀を活用して、広く一般の方々に閘門開閉の様子を公開することで、往時を偲ぶとともに先人の知恵を知っていただこうと実施しています。

しかし、整備から15年以上がたち、各所に傷みが出てきています。例えば、復元閘門の腐朽等により、閘門開閉実演でも水の溜まりが悪く、水位の調節を十分にご覧いただけない状況が起きています。また、雨水等の浸食や、台風等により堤塘部分での崩落が頻発する等、随所で整備箇所の劣化が生



▲①整備前の見沼通船堀(東縁)の様子



▲②整備後の見沼通船堀(東縁)の様子
復元された閘門(手前が二の関、奥が一の関)や堤塘



▲④閘門付近の陥没(東縁一の関)

◀③堤塘の崩落(西縁)



▲⑤関杵側板の欠損(東縁一の関)
(丸杵部分)

じています。堤塘の樹木が高木化していることについても、検討・対策が必要になっています。さらに、一部未設置の柵についても、設置が急がれるところです。

そこで、さいたま市では、平成6年～9年度に行った整備の状態に戻す再整備事業の実施を計画しています。ただ、頻発する堤塘の崩落や復元閘門の腐朽等、前回整備後に把握された事象や新たに生じた課題がありますので、その点については、工法等を見直して整備を行いたいと考えています。

国民の財産である貴重な史跡を保護・保存し、また末永く多くの方が心地よく見沼通船堀を見学するために、この整備についてご理解とご協力をお願いします。整備中は、見学できない場所がある等、来訪の皆様にご不便をおかけしますが、整備後には、前ページ掲載の写真②のような見沼通船堀が見られると思いますので、その際は、是非また足をお運びいただき、新しくて古い(歴史ある)見沼通船堀をご覧ください。

福島からこんにちは

～東日本大震災復旧・復興支援派遣職員レポート

(平成26年度・第3回)～

被災地では、ほ場整備事業が現在進められています。南相馬市鹿島区の右田・海老地区では、これに先立って試掘調査を行った結果、中世の井戸跡と思われる土坑や掘立柱建物跡と思われる遺構などが検出され、土師器などの遺物も出土しました。今回の調査地の近くには延喜式内社御刀神社もあり、当時の人々の生活や周辺環境などといった様子が垣間見えます。

地元の多くの人々が歴史や文化財に対して関心を持っていることから、将来の発展のためにも、埋蔵文化財保護がふるさと再生のきっかけになればと願っています。

(文化財保護課 埋蔵文化財係 主査 妹尾 聡)



試掘調査で確認した井戸跡と思われる土坑
(奥は延喜式内社御刀神社)

お知らせ

●木遣歌〔さいたま市消防出初式〕

日時 平成27年1月11日(日) 雨天中止

10時から出初式開始、木遣歌公開は11時頃

場所 大宮消防署訓練場(大宮区天沼町1-893)

●田島の獅子舞

日時 平成27年3月15日(日)16時から 雨天決行

場所 田島氷川社(桜区田島4-12-1)

※公開の時間は多少前後することがあります。詳しくはさいたま市のWebページをご覧ください。詳しくはさいたま市のWebページをご覧ください。文化財保護課(☎829-1723)までお問合せください。



田島の獅子舞

さいたま市文化財時報

榎りぼーと

第55号

平成26年12月26日

《編集・発行》

さいたま市教育委員会 生涯学習部 文化財保護課

☎330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

☎048-829-1723 ㊚048-829-1989

http://www.city.saitama.jp/